

キャンセルの際の注意(欠席加算)について

*児童発達支援 や 放課後等デイサービス をキャンセルする時には、以下の点に注意してください!!

…例えば、利用予定日が10日、をキャンセルしたい場合は(体調不良も含む)…

6日	7日	8日	9日	10日	11日
キャンセルできます。		欠席加算が発生します！ 利用扱いで他事業所の利用はできません			

利用予定当日を含めた3日間は、欠席加算と言って利用扱いになります。

- *予定された事業所に94単位の給付費は発生し、記録も残るので、利用扱いです！
- *そのため、他の事業所を利用すると、2重利用になってしまいます！
- *事業所は、欠席時対応加算記録表をつけなくてはなりませんので、利用扱いです！
- ◎ほかの日に振替日を設ける時は、欠席加算にはなりませんので、大丈夫です。
- *事業所の2重利用になってしまうと、事業所が給付費を請求する時に、返戻になってしまい、給付費を得られないことが生じますので、ご注意ください。**

欠席加算とは…利用者が急病などで利用予定日に欠席した場合に、事業所が適切な支援(利用者との相談を行うことで取得できる)加算です。 具体的には、以下の要件を満たす必要があります。
①利用者やその家族と連絡調整や相談援助を行い、その内容を記録すること。
②欠席の理由が急病等であり、事業所が前日までに把握できなかった事情であること。
③記録には、欠席日や理由だけでなく、具体的な支援(相談)内容を詳細に記載して保管する必要があります。 欠席加算は月に4回まで適用されます。